

経営事項審査の審査基準が改正されたことに伴う

2025・2026 年度(令和 7・8 年度)の建設工事に係る競争参加資格の取扱いについて(再認定)

建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第3項に規定する経営事項審査の審査基準が令和8年国土交通省告示第262号(以下「改正告示」という。)により改正されたことに伴う、2025・2026年度(令和7・8年度)競争参加資格の再認定の申請方法等について、次のとおりお知らせします。

1. 再認定の申請ができる者

改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づく2025・2026年度(令和7・8年度)の競争参加資格の認定を受けている者のうち、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査(審査基準日(平成20年国土交通省告示第85号(以下「経営事項審査の告示」という。)第一の一の2に規定する審査基準日をいう。以下同じ。))が申請をする日の1年7月前の日以後のものに限る。)の総合評定値通知書を受けている者は、希望により、当該総合評定値通知書に基づき、2025・2026年度(令和7・8年度)競争参加資格の再認定の申請を行うことができます。

[注]経常建設共同企業体については、その構成員全てが改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を受けている者であることが必要です。同様に、事業協同組合(中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第3条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。)の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合についても、当該事業協同組合及び審査対象者全てが改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を受けている者であることが必要です。ただし、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値と改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値に変動がないと認められる構成員又は審査対象者については、この限りではありません。

2. 再認定の受付期間及び申請方法

(1) 再認定の受付期間

2026年7月1日(水)から2026年12月21日(月)まで

(2) 申請方法

郵送、持参による申請は受付いたしません。申請書類は、弊社ホームページからオンライン申請により提出してください。オンライン申請手順は次のとおりです。

- ① 3. に示す申請資料を1つのzipファイルにまとめた上で、ファイル名に再認定及び種別(工事)、提出日及び会社名を必ず記入してください。

【例】2026年7月1日提出の場合

ZIPファイル名 【再認定・工事】20260701_〇〇〇株式会社.zip

※必ず、再認定と記載してください。記載がない場合、再認定として申請を受理できませんのでご注意ください。

- ② 弊社ホームページに①のzipファイルをアップロードしてください。

アップロード方法:

入札契約情報 > 競争参加資格関係 > 競争参加資格の随時受付について
ページ下部のアップロードボタンより資料を提出してください。

弊社ホームページ

<https://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/compe/>

注意事項

- ・申請書にご担当者様の氏名、電話番号及びメールアドレスを必ず明記してください。
- ・申請書のファイル形式はExcel、添付資料のファイル形式はPDFとしてください。
- ・行政書士等が代理申請する場合は、委任状(押印不要)を提出してください。
- ・提出されたデータ又は申請内容に不備等があった場合は、申請を受理できませんので十分ご注意ください。
- ・受領証の発行はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

3. 再認定に係る資格審査申請書及び添付書類

再認定の申請に当たっては、次の書類を提出してください。

- ① 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)

様式1-1、様式1-2、様式1-3

※必ず、Excelでご提出ください。

- ② 総合評価値通知書の写し

改正告示による改正後の審査基準に基づく経営事項審査のもの

- ③ 営業所一覧表

様式2

なお、建設業許可申請書の営業所一覧表の写しを提出してください。

- ④ 委任状

行政書士等が代理申請をする場合のみ提出してください。

- ⑤ 経常建設共同企業体又は事業協同組合として申請する場合に必要な書類

該当する場合は、2025・2026年度(令和7・8年度)競争参加資格申請書作成の手引き【建設工事】に定める必要書類を併せて提出してください。

4. 再認定の申請に関する留意事項

- ① 競争参加資格の再認定の申請は、認定を受けている全工種一括で行う必要があります。一部の工種のみを選択して再認定の申請を行うことはできません。
- ② 改正前の審査基準による経営事項審査の総合評価値通知書に基づき競争参加資格の認定を受けている者が、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評価値通知書に基づき工種の追加を申請する場合には、当該申請に併せて、すでに受けている全ての認定資格についても、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評価値通知書に基づき再認定を申請していただきます。

- ③ 工事の入札手続きに参加している者で、すでに競争参加資格の確認又は指名通知を受けている場合であっても、当該入札案件の開札日までの間に再認定を受けた結果、等級が変わり入札参加条件を満たさなくなったときは、当該入札に参加する資格を失います。
- ④ 再認定の結果を受けた後に、希望工種区分の認定内容を従前の内容に戻すことはできません。また、再認定済みの希望工種区分の認定内容を変更することはできませんので、申請に当たっては、申請内容を十分確認した上で行ってください。

5. 再認定の結果の通知

- ・再認定の結果については、弊社ホームページに掲載する「2025・2026年度(令和7・8年度)競争参加有資格者名簿」への記載をもって通知に代えることとします。
- ・毎月15日を申請受付の締切としております。
- ・締切日までにご提出いただいた場合、翌月第1営業日の認定とさせていただきます。

6. 再認定を受けた競争参加資格の有効期間

再認定を受けた競争参加資格の有効期間は、再認定の日から2027年3月31日までとします。

7. お問い合わせ先

阪神高速道路株式会社 経理部契約課

〒530-0005

大阪市北区中之島3丁目2番4号

E-mail: shikakushinsa@hanshin-exp.co.jp ※原則として、E-mailでお問い合わせください。

電話:06-6203-8888(代表)

受付日:土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く毎日

受付時間:午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで